公益財団法人明光教育研究所 第12回 給付奨学金

申込の手引き（分冊版）

この冊子には、奨学金に申込するための重要な情報が掲載されています。
奨学金の申込を行う前に、この冊子の内容をよく読んでください。

募集要項

1	目的	P 2
2	概要	P 2
3	スケジュール	P 2
4	申込資格	P 3
5	受給希望者と保護者について	P 4
6	給付期間と継続手続について	P 4
7	給付金額と学齢について	P 5
8	申込方法	P 6
9	使用目的と給付金額	P 8
10	注意事項	P 10

申込の手順ガイド

11	必要な書類一覧
12	「申込書類」の入力・記入方法
13	「添付書類」に関するご説明
14	書類のデータ化
15	申込用Webページへのアクセス
16	申込用Webページでの操作
17	（申込後）選考審査について
18	（申込後）採否通知の到着
19	（採用後）奨学金の振込
20	（採用後）奨学生としての義務
21	（採用後）奨学金の継続手続

申込用紙

- 申込書
- 生活実態申告書
- 資金計画書
- 奨学金使用目的書
- 作文用紙

このPDFは、
「募集要項」
部分のみを抽出した
分冊版であるため、

「申込の手順ガイド」
「申込用紙」

以上の内容は
掲載されていません。

詳しくは、
当財団のホームページを
ご確認ください。

公益財団法人 明光教育研究所
https://www.meiko-zaidan.jp/

■■■ 募集要項 ■■■

1　目的

学習意欲が高くても経済的理由で学習機会に恵まれない子どもたちに、
奨学金の給付を行うことで、子どもたちの明るい未来を創造すること

2　概要

給付金額	・小学生等 ： 最大 **10万円**／１人 ・中学生等 ： 最大 **20万円**／１人 ・高校生等 ： 最大 **50万円**／１人 ・大学生等 ： 最大 **80万円**／１人	→詳しくは：P5 「6 給付金額と学齢について」
給付期間	１年間（１年ごとの継続申請が可能）	→詳しくは：P6 「7 給付期間と継続手続について」
採用予定人数	88名程度	
奨学金の種類	給付型奨学金（返済は不要）	
併給	可能（国・都道府県などの公共団体や、日本学生支援機構、 学校・病院・企業・団体等による奨学金などの制度と一緒に受給可能）	
申込方法	専用のWebページで入力・送信 （インターネット接続が必要）	→詳しくは：P6 「8 申込方法」など
注意点	奨学金は、当財団が定める 特定の「使用目的」にのみ使用可能	→詳しくは：P8 「9 使用目的と給付金額」

3　スケジュール

2025年11月25日(火)	申込受付 開始
2026年1月8日(木)　21時 59分	申込に関する問合せ受付 終了
2026年1月15日(木) 21時 59分	**申込受付 終了(厳守)**
2026年3月31日まで	採否通知の発送（郵送またはメール）
2026年6月1日(月)、9月1日(火)、12月1日(火)、 2027年3月1日(月)	奨学金給付（原則として年４回）

申込受付は、**2026年１月15日(木) 21時 59分**で終了します。これを過ぎるとお申込いただくことはできなくなります。時間に余裕をもってご準備ください。

奨学金の採否の結果は、郵便またはメールで通知いたします。ご希望の通知方法や、通知先となるご住所及びメールアドレスは、申込時にご入力いただきます。

4　申込資格

この奨学金に申し込むには、「学齢の条件」「生育環境の条件」をどちらも満たす必要があります。学力の基準や世帯収入の基準はありません。連帯保証人は不要です。

(1)　学齢の条件

対象となるのは、2026年4月時点で、小学校5・6年生、中学生、高校生、大学生、及びそれに準じた学齢(高等専門学校生や短期大学生等)となる学生です。

小学校1～4年生や、それ以下の学齢は対象外となります。大学院生も対象外となります。

詳しくは「6　給付金額と学齢について」をご確認ください。

(2)　生育環境の条件

次の条件のうち、いずれか１つ以上を満たすことが必要です。

□ ひとり親家庭の子どもである。又は、以前ひとり親家庭で生活しており、現在は保護者の援助のない状態で生活している。

□ 保護者が、病気、怪我、介護等の事情により、就労困難な状況にある。

□ 施設（児童養護施設、自立援助ホーム等）に在籍している。又は以前施設に在籍しており、現在は施設を退所し、保護者の援助のない状態で生活している。

□ 里親に養育されている。又は以前里親に養育されており、現在は養育措置が解除された等の理由で、保護者の援助のない状態で生活している。

□ 両親以外の親族、親権者などに養育されている。（祖父母や叔父叔母による養育等）

□ 保護者不在の状態で生活している。（子どもだけで生活している場合等）

■　「ひとり親家庭」について

現在の生活実態として、ご両親が別居し、「ひとり親家庭で生活されている」場合は、法的な手続き状況にかかわらず、「ひとり親家庭である。」としてお申込いただくことが可能です。

(1)現在、離婚調停中である場合
(2)まだ、離婚調停を始めることができていない場合
(3)既に、離婚調停を終えている場合

上記３つのパターンのどれであっても、生活実態がひとり親家庭であれば、「ひとり親家庭である。」としてお申込いただけます。

■　「保護者の援助がない状態」について

単に「保護者の方と別居している」だけでは、「保護者の援助がない」とはみなされません。
たとえば「母親と息子の二人世帯。母親と息子は健全な親子関係であり、ほかに親族などはいない。息子が大学進学に伴い上京し、一人暮らしを開始した。仕送り、物資のやり取り、定期的な連絡、休暇での帰省などの健全な親子関係を維持している。」というケースであれば、「別居しているとはいえ、保護者（母親）からの援助はある」とみなされます。
逆に、「両親は生きているが、事実上絶縁状態にあり、食費・家賃・学費といった生活費をすべて自力で稼いでいる大学生」などは、「保護者の援助がない」とみなされます。

5　受給希望者と保護者について

この奨学金を申し込む際には、原則として「受給希望者」様と「保護者」様の、お二人の情報をご登録いただきます。

奨学金を受けて勉強したいと考えている児童・生徒・学生等の方を「受給希望者」と呼びます。

この奨学金への**申込手続は、原則としてすべて「受給希望者」主体で**行っていただきます。この**「申込の手引き」PDFの確認、文章などの申込内容の作成、必要事項の入力または記入、添付書類の準備などは、すべて、保護者ではなく「受給希望者」が行ってください。**

- 「保護者の所得証明書」など、保護者本人が取得手続を行うことが推奨される書類の取得は、保護者に行っていただくことが可能です。
- 「受給希望者」の2026年４月以降の学齢が小学校５・６年生である場合や、受給希望者本人に手続を行うことが難しい正当な理由がある場合は、例外として、申込手続の一部を「受給希望者」ではなく「保護者」が代行することが可能です。
- 上記の例外を除き、正当な理由なく「保護者」が「申込文章などの内容作成」「入力や記入」を代行した場合、書類不備として失格となる場合があります。

当財団から何かご連絡する場合も、原則として「受給希望者」宛にご連絡します。ただし、緊急時の連絡先も兼ねて、申込時には「保護者」の情報もご登録いただきます。「保護者」としてご登録いただけるのは、原則として、次のような方です。

・ 受給希望者の養育者（保護者、親族、後見人等）、または過去に養育者であった方
・ 受給希望者が入所している（または過去に入所していた）施設の施設長や職員の方

原則として「保護者」のご登録は必須となります。ただし、これらの条件に該当する方がいらっしゃらない場合は、申込時に「保護者に該当する方がいない」という欄を選んでいただくことで、「保護者」の登録を行わずに申込を行うことが可能です。

「保護者」の情報の登録の有無が、選考結果に影響を与えることはありません。

6　給付期間と継続手続について

本奨学金は、１年間の給付を基本としています。

ただし、奨学生として採用された次の年に、進級や進学をする場合、「奨学金の継続」手続を行うことで、次年度の奨学金の給付を希望することができます。継続手続にかかる選考審査の結果、採用となれば、次年度以降も奨学金の給付を受けることができます。毎年継続手続を行うことで、複数年度にわたる奨学金の継続した給付を受けることも可能です。最長年数の制限はありません。

「奨学金の継続」手続については、奨学生として採用後、改めて当財団よりご案内いたします。

なお、奨学生として採用された次の年に、当財団の奨学金の申込実施が行われない場合は、この限りではありません。また、当財団の奨学金の内容は、毎年変動がある場合がございます。予めご了承ください。

7　給付金額と学齢について

本奨学金は、奨学金の給付を受ける方の「学齢」によって、給付金額が次のように変わります。

学齢区分	2026年４月１日時点の学齢	給付金額	採用予定人数
小学生等	小学校5～6年生、小中一貫校小学部課程5～6年生、 特別支援学校小学部生（5～6年生相当）　など	最大10万円	５名程度
中学生等	中学生、小中一貫校中学部課程生、 中等教育学校１・２・３年生、 特別支援学校中学部生　など	最大20万円	10名程度
高校生等	高校生、浪人生、 中等教育学校４・５・６年生、 高等専修学校（高等課程）生、 高等専門学校（高専）１・２・３年生、 特別支援学校高等部生 など	最大50万円	23名程度
大学生等	大学生、短期大学生、大学校生、 高等専門学校（高専）４・５年生、 専門学校（専門課程）生、 特別支援学校高等部専攻科生 など	最大80万円	45名程度

「学齢」は、2026年４月１日時点のものです。

例えば、「2026年１月１日時点で高校３年生であり、2026年４月１日からは大学へ進学する予定の、受験生の方」であれば、「2026年４月１日時点の学齢」は「大学１年生」となり、奨学生に採用された場合の給付金額は「最大80万円」となります。

■　「大学校」について

「大学」と「大学校」は別のものであることにご注意ください。「大学校」は「大学を丁寧に表現したもの」ではなく、「大学とはまったく違うルールで作られた教育施設」です。
一般的に、「大学」とは「東京大学、早稲田大学、慶応義塾大学」など、文部科学省が所管している教育施設を指し、「大学校」とは文部科学省「以外」が所管している教育施設を指します。

■　大学校進学について

学費が不要で、入学後に手当が支給されるような一部の大学校（例えば「防衛大学校」など）については、対象外となります。また、「大学院大学（独立大学院大学）」（いわゆる「大学を卒業した後に進学する、大学院の学齢」の学校）は、対象外となります。ご了承ください。

上記金額は学齢ごとの最大金額です。実際の給付金額は、申込時に記入・入力いただく奨学金の「使用目的」やその「希望金額」を基に、選考委員会の審査によって決定されます。奨学生として採用された場合でも、学齢ごとの最大金額を全額給付できるとは限りません。

8　申込方法

当財団の奨学金にお申込いただく際は、**「Webフォーム入力」「書類データ送信」の２通り**の申込方法があります。

どちらの方法でも、申込時に記入・入力いただく内容や、提出いただく添付書類は全く同じです。申込方法の違いが選考結果に影響を与えることはありません。事前に「募集要項」「申込用紙」をご確認いただいたうえで、申込しやすい方法を選択してください。

また、どちらの方法でも、インターネット接続が必要となります。郵送での奨学金申込には対応しておりません。万が一、郵送で申込書類が到着した場合、選考審査は行わず「失格」となります。

(1)　「Webフォーム入力」について

「Webフォーム入力」は、当財団の用意した専用の「Webフォーム」にアクセスしていただき、必要事項を入力していただく方法です。(一部書類についてはデータを添付いただきます。)

スマートフォン・タブレット・パソコン等で、ある程度長い文章を入力できる方におすすめです。

紙の「申込書類」に内容を手書きしていただく必要はありません。(ただし、Webフォーム上でご入力いただく項目は数が多いため、事前に申込用紙のPDFをご覧いただき、入力するべき内容をご確認ください。)

(2)　「書類データ送信」について

「書類データ送信」は、予め記入済みの申込用紙一式をご用意いただき、それらの書類のPDFまたは画像データを、当財団の用意した専用の「データ送信画面」からアップロードいただく方法です。(氏名や連絡先など、一部の情報についてはWebページ上でもご入力いただきます。)

長い文章の入力が難しい方や、紙の申込書類に手書きで記入したい方におすすめです。

(3)　申込回数について

お申込いただける回数は、「Webフォーム入力」「書類データ送信」合わせて、「原則としてどちらか１回のみ」です。

- 「何度も申込操作を行うことで、採用される確率を上げたい」という目的による、意図的な複数回（数十回～数百回）のお申込は禁止です。このような行動は、申込受付システムに異常な負荷をかけ、システム全体のダウン（破損）につながります。このような申込が確認された場合は、その申込全てを失格とします。
- ただし、次のような正当な理由によって、お申込が「数回」程度重複した場合は、失格とはなりませんので、ご安心ください。
  - Webページ側のエラーなど、システム上の問題によって、二重で申込されてしまった。
  - 正確に申込できたかどうかわからず、やむを得ずもう一度同じ内容で申込を行った。
  - 一度申込を完了したが、その内容が誤っていたことに後から気づいたので、正しい内容でもう一度申込をやり直した。

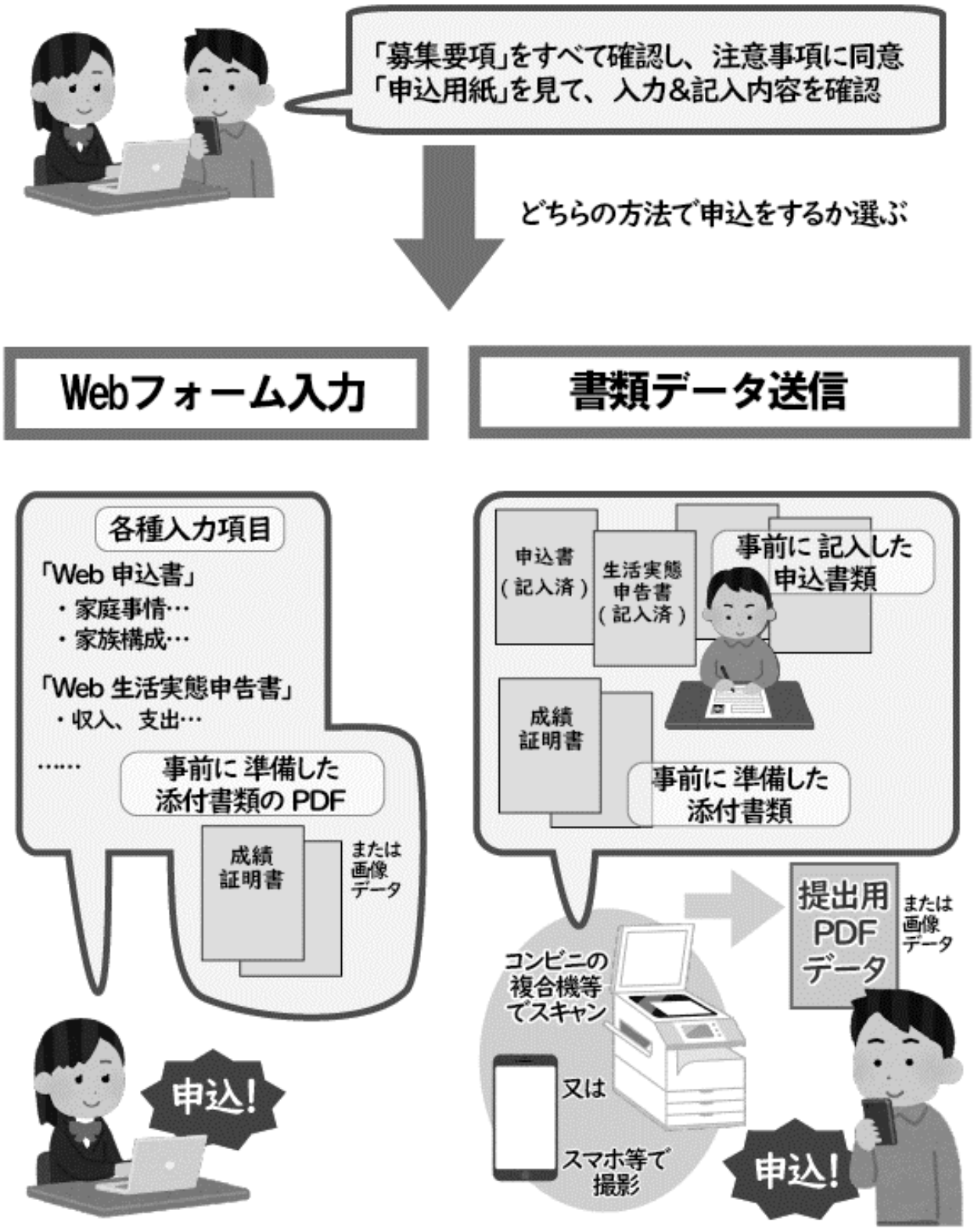

「募集要項」「申込用紙」「奨学金規程」「個人情報保護規程」などの書類は、当財団のホームページから、PDF形式でダウンロードいただけます。もし、紙での印刷をご希望の場合、パソコンやプリンターをお持ちでない場合も、スマートフォンまたはタブレット等を利用して、全国の主要コンビニエンスストア等で印刷することができます。詳しくは、当財団のホームページ上のご案内をご確認ください。当財団からの書類の郵送はご対応できませんので、ご了承ください。

9　使用目的と給付金額

申込時には、奨学金の「使用目的」及び「希望金額」を申請していただきます。これに基づいて、「給付金額」を決定し、奨学金を給付します。

「使用目的」は、**以下の４種類のみ**となります。次の通り、学齢によって申し込める内容が変わり、留学費用を申し込む場合は別途「留学費用を申し込むための条件」を満たす必要があります。申込の条件を満たす限りは、複数種類を組み合わせることもできます。

使用目的	申し込める学齢
１．学校で必要になる費用	**高校生および大学生のみ**
２．塾などの費用	全員（小学生等、中学生等、高校生等、大学生等）
３．自学自習費用	全員（小学生等、中学生等、高校生等、大学生等）
４．留学費用	**高校生および大学生のみ** （別途「留学費用を申し込むための条件」を満たす必要あり）

１．学校で必要になる費用

…学校の授業料・入学金・施設負担金（他の公的支援等により補填される金額は除く）、
学校で必要となる教科書・参考書・問題集・辞書・専門書・学術誌等の購入費用、
学校のカリキュラムで定められた海外留学・資格取得・各種実習等にかかる費用、
その他学業に必要な物品（電子辞書、その他専門的な備品等）の購入費用、
学業に必要なパソコン等の購入費用やネットワーク費用（ただし限度額あり）

２．塾などの費用

…塾・予備校・家庭教師・通信教育・学習アプリ等（これ以降「塾等」と呼びます）の、
入会金、授業料、各種維持費（施設費や総合指導費等）、講習受講料、模擬試験受験料、
塾等で指定された教科書・参考書・問題集等の教材の購入費用
（科目は国語・算数・数学・英語・理科・社会及び学業に必要と認められるもののみ）

３．自学自習費用

…上記「１」「２」以外の目的（自学自習や資格試験など）のために使用する、
学業に不可欠な教材・各種備品の購入費用や、受講・受験費用

４．留学費用

…留学で必要になる渡航費用（１往復分）、留学エージェントへの支払手数料、
ビザ申請費用、海外旅行保険料、留学先で通う学校の学費、留学先での宿泊費用（家賃）、
その他 留学中に必要になる生活費（食費・交通費・雑費等）

■　「学業に必要なパソコン等の購入費用」と「ネットワーク費用」のみ、限度額が定められています。パソコン等の購入費用として「年間５万円」、ネットワーク費用として「年間２万円」が限度となります。なお、「パソコン等の購入費用」には、学業に必要な周辺機器やソフト等の購入費用や、保証費用等を含みます（パソコンだけでなく、タブレット端末も対象となります）。「ネットワーク費用」は、携帯電話の回線費用や自宅用の回線費用のどちらも含みます。

以下の目的においては、奨学金を使用できませんのでご注意ください。

使用目的として認められないもの

任意加入の部活動にかかる費用、学業目的でない修学旅行にかかる費用及び積立金、
日本国内での通学・通塾・受験等にかかる交通費、日本国内での給食費以外の食費、
日本国内での寮生活で必要な費用（家賃や光熱費等）、
必ずしも学業に必須ではない器具・備品等の購入費用や習い事費用

留学費用を申し込むための ３つの条件

使用目的のうち、「留学費用」を申し込む場合のみ、次の３つの条件をすべて満たすことが必要です。１つでも満たさない条件がある場合、「留学費用」を申し込むことはできません。（これらの条件を満たさない場合でも、「留学費用」以外の使用目的で申込を行うことは可能です。）

(1) 留学費用を申し込むための条件　１：成績の条件

次の条件のうち、いずれか１つ以上を満たすことが必要です。

□ 「去年一年間の成績」または「申込時点での最新学期の成績」が、「5段階換算で3.0以上」であり、その証明となる書類を提出できる。ただし、中学校または高等学校相当の学校から発行された成績に限る。（予備校や模試の成績は対象外とする）

□ 「去年一年間の成績」または「申込時点での最新学期の成績」が、「GPA平均2.6以上」であり、その証明となる書類を提出できる。ただし、大学相当の学校から発行された成績に限る。

(2) 留学費用を申し込むための条件　２：語学力の条件

次の条件のうち、いずれか１つ以上を満たすことが必要です。これ以外の資格は受付できません。

□ 英検準1級以上を所持しており、その証明となる書類を提出できる。

□ TOEICで720点以上を獲得したことがあり、その証明となる書類を提出できる。

□ IELTSで6.0点以上を獲得したことがあり、その証明となる書類を提出できる。

□ TOEFL iBTで60点以上を獲得したことがあり、その証明となる書類を提出できる。

(3) 留学費用を申し込むための条件　３：留学計画の条件

申込を行う時点で、次の条件をすべて満たす留学を計画している必要があります。

■留学時期：2026年4月1日～2027年3月31日の期間に日本を出発する（日本時間換算）
（2026年3月31日以前に日本を出発する留学は対象外）

■留学期間：最低２週間

■渡航先：申込時点で、次の3つの要件をすべて満たす国および地域
・外務省の「危険情報」「感染症危険情報」の両方が出ていない
・英語が日常的に使用されており、英語を学べる環境である
・現地の学校に通う場合、その成績が英語または日本語で発行される

「使用目的」に関する注意事項をご確認ください。

- ! 使用目的として認められない内容を申請した場合（例えば、「中学生等」の学齢であるにも関わらず、本来は「高校生および大学生等」の学齢にのみ認められている「学校で必要になる費用」を申請したなど）、書類不備として失格となる可能性があります。
- ! 申込時に「希望金額の根拠となる書類」をご提出いただきます。書類に記載された金額と、「希望金額」として入力・記入された金額が、正当な理由なく著しく乖離している場合、書類不備として失格となる可能性があります。書類を提出できない正当な理由がある場合は、その旨を必ず申込時に入力・記入してください。
- ! 奨学金の給付金額は、申込内容に基づき、選考委員会の審査によって決定されます。
- ! 奨学金は、原則として、申込時に申請した使用目的でのみ利用できます。採用後、使用目的に沿った領収書等の提出がなされない場合は、奨学金の返還請求を行う場合があります。
- ! 採用後、正当な理由なく使用目的を変更することはできません。やむを得ない事情で使用目的の変更を希望する場合は、当財団宛てにご連絡ください。
- ! 採用後、給付金額を引き上げることはできません。

10　注意事項

この奨学金にお申込みいただくには、次の注意事項をご確認いただき、そのすべてにご同意いただく必要があります。必ず事前にご確認ください。

- ! 「募集要項」「申込用紙」「奨学金規程」「個人情報保護規程」を事前にご確認ください。特に「募集要項」に記載された注意事項のすべてに対してご同意いただけない場合、本奨学金にお申込みいただくことはできません。
- ! 募集要項に記載された事項に違反した場合、失格となる場合があります。また、選考の結果、不採用となる可能性もあります。選考理由等については一切お答えできません。
- ! 何らかの正当な理由により、定められた書類の提出ができない場合は、申込時にその旨と理由を入力・記入した上で、それ以外の書類を全て揃えた状態で申込を行ってください。ただし、当財団の判断により、入力・記入された理由が正当でないと考えられる場合は、書類不備として失格となります。また、理由が正当であるかについてのお問合せには、お申込前・お申込後を問わず、一切お答えできません。
- ! お申込いただいたデータは、当財団の個人情報保護規程に則り、適正に管理いたします。
- ! 奨学生として採用された場合、募集要項の記載通り、奨学生としての義務が発生します。
- ! 奨学生として採用された後、何らかの理由で成業の見込みがなくなった時・学業成績または素行が著しく不良になった時・奨学金を必要としない理由が生じた時・奨学生として適当でない事実があった時・学籍を失った時・奨学生としての義務を正当な理由なく怠った時・当財団からの連絡に対して正当な理由なく返信を怠った（入院や実習など、やむを得ない事情があった場合はその限りではありません）時・申請内容の偽装があった時などは、奨学金給付を休止する可能性があります。また、特に悪質だと判断される場合（最初から虚偽の内容を申告して奨学金を受け取っていた等）は、奨学金の返還請求を行う場合があります。
- ! 受給希望者本人、保護者本人、受給希望者・保護者の三親等以内の親族のいずれかが反社会的勢力と関わっている場合、本奨学金にお申込みいただくことはできません。